

第8回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召集 令和3年2月26日(金) 13時30分
第8回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開会 令和3年2月26日(金) 13時25分

3. 閉会 令和3年2月26日(金) 13時56分

4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 菊池	9 番 岩井	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 なし

6. 議事録署名委員 14 番—小池委員 15 番—菱川委員

7. 付議議件
議案第 36 号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第 37 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 38 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 39 号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第 40 号 土地の現況地目証明願いについて

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 笠井 孝弘
神矢 拓郎
羽田野 由美子

9. 会議の概要

事務局	<p>第 8 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員はおりません。</p> <p>出席委員は 16 名中 16 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは第 8 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名員に、14 番—小池委員、15 番—菱川委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 36 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 36 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地については、字以久科北 2 筆、地目畑、合計面積は 74,181 m²、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 26 日年 6 月 25 日から令和 6 年 6 月 24 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 2 月 1 日となっております。</p> <p>番号 2、関係の土地については、字美咲 1 筆、地目畑、面積は 27,424 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 30 年 12 月 26 日から令和 3 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 2 月 9 日となっております。</p> <p>番号 3、関係の土地については、字豊倉 1 筆、地目畑、面積は 15,000 m²、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 26 年 4 月 22 日から令和 1 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 1 月 15 日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>よろしいです。</p>
議長	<p>それでは決定とします。</p> <p>日程 3、議案第 37 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 37 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字以久科北 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 74,181 m²、申請の理由は譲渡人が所有地を自作しないので譲渡する。譲受人</p>

	<p>が経営規模拡大のため譲受となっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 2、関係の土地については字豊倉 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 19,785 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているので譲渡する。譲受人が経営規模拡大のため譲受となっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 3、関係の土地については字以久科南 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 47,178 m²、申請の理由は譲渡人が所有地を自作しないので譲渡する。譲受人が経営規模拡大のため譲受となっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 4、関係の土地については字峰浜 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 3,993 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているので所有地を譲渡したい。贈与となっています。譲受人が経営規模拡大のため譲受したいとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 5、関係の土地については字朱円西 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 2,054.79 m²、申請の理由は貸人が所有地を自作しないので賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借となっています。</p> <p>区分 6、関係の土地については字豊倉 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 15,000 m²、申請の理由は貸人が所有地を自作しないので賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借となっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図については 1、2 番が 3 頁、3 から 5 番が 4 頁、6 番は経営移譲のため省略となっています。</p> <p>現地調査については 1、4、5 番が 2 月 24 日(水)小池委員、青柳委員、泉委員で行っています。2、3、6 番が 2 月 24 日(水)市村委員、菅野委員、佐藤委員で行っています。</p> <p>別紙の農地法第 3 条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	区分 1、4、5 の現地確認委員、小池委員どうでしたか。
小池委員	問題ありません。
議長	それでは、区分 1、4、5 を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 1、4、5 ついて農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。

市村委員	区分 2、3 の現地確認委員、市村委員どうでしたか。
議長	問題ありません。
全員	区分 2、3 について、問題なしということで決定してよろしいですか。
議長	異議なし
市村委員	<p>区分 2、3 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>区分 6 を決定する前に菊池委員の案件となりますので退席をお願いします。</p> <p>(菊池委員退席)</p> <p>区分 6 の現地確認委員、市村委員どうでしたか。</p>
議長	問題ありません。
全員	区分 6 について、問題なしということで決定してよろしいですか。
議長	異議なし
事務局	<p>区分 6 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>(菊池委員着席)</p> <p>ここで休憩とし、日程 7 その他、協議・報告事項(1)の説明をお願いします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>それでは休憩を解き日程 4、農地法第 4 条の説明をお願いします。</p> <p>議案第 38 号農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字美咲 1 筆、地目畑、面積は 760 m²申請の理由については農業用施設の建設、転用の概要については記載のとおりとなっております。</p> <p>区分 2、関係の土地については字美咲 1 筆、地目畑、面積は 3,058 m²申請の理由については農業用施設の建設の追認、転用の概要については記載のとおりとなっております。</p> <p>区分 3、関係の土地については字美咲 1 筆、地目畑、面積は 74 m²申請の理由については住宅用太陽光発電施設の建設の追認、転用の概要については記載のとおりとなっております。</p> <p>位置図は同頁記載のとおり、現地確認は 2 月 16 日(火)馬場委員、山口委員、岩井委員、島田委員で行っています。</p>

	別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認をお願いします。以上です。
議長	区分1から3の現地確認委員の馬場委員どうでしたか。
馬場委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程5、議案第39号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。
事務局	議案第39号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)所有権の移転関係 番号1、関係の土地については、字朱円東10筆、地目畑、合計面積は49,206.49㎡、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は農地売買支援事業となっています。価格については9,841千円、反当り200千円となっています。斡旋委員は菱川委員長、青柳委員、泉委員、小池委員、村上委員で行なっています。 位置図については同頁に記載となっています。 別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書も確認をお願いします。
	(2)利用権の設定関係 番号1、関係の土地については字朱円西23筆、地目畑、合計面積は232,419.58㎡、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和13年11月30日までとなっています。 位置図については継続のため省略となっています。 別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認をお願いします。以上です。
議長	(1)の所有権の移転関係について1番を決定してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。

	(2)の利用権の設定関係について1番を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 日程6、議案第40号土地の現況地目証明願いについて説明をお願いします。
事務局	議案第40号土地の現況地目証明願いについて 次の申請について審議を求める。 番号1、関係の土地については字以久科北1筆、公簿、現況地目は記載のとおり、面積は9,648㎡、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっています。 位置図については同頁に記載のとおりとなっています。 現地確認については1月22日(金)菅野委員、市村委員、波多野委員で行っています。以上です。
議長	現地調査委員、菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程7その他、協議・報告事項の説明をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か意見等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第8回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和3年2月26日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 菱川 正治

議事録署名委員 小池 恭亮

